

徳山ダム建設とはいったい何だろうか

(1) 「日本一の巨大ダム」 徳山ダム

揖斐川は濃尾平野から伊勢湾に注ぐ木曾三川（木曾川・長良川・揖斐川）の西端に位置する。徳山ダムはその最上流部に水資源開発公団が建設する「貯水量日本一」（浜名湖の水量の2倍、6億6000万トンのダムである。

1995年、建設省は長期化しているダム事業について「中止も含めて見直す」として事業審議委員会を設けた。76年に正式の事業化された徳山ダムもその審議委員会の対象となった。徳山村はすでに全戸移転し、87年には廃村となっていたが、その後しばらくは事業が進展せず、未買収用地の交渉も停滞していた。建設省自身が徳山ダムに「迷い」を抱いていたことを伺わせる。しかし97年2月に「早期完成」答申が出されると、徳山ダム建設事業は、一気に強制収用・工事強行へと走りはじめた。

私たちの「徳山ダム建設中止を求める会」は、揖斐川流域の中心都市・大垣の市民を中心に、95年12月の徳山ダム審議委発足直後に結成したものである。「口先だけであろうと、建設省ですら“見直し”と言うのに、流域に異議申し立てが一つもなかったと歴史に残されるのはいかにも悔しい」。動機は受動的、時機は「遅まきながら」であった。会の発足から4年半、徳山ダム問題に深く関わるにつれ、この問題は単に一つの地域の一つのダムの問題ではなく、日本社会のここ数十年の歪み、誤りを凝縮した問題であると感じている。私たちにとって「徳山ダムの建設中止を求める」ということは、この社会を少しでも暮らしやすいものに変えていくことであり、財政面・環境面でこれ以上次世代にツケをまわすのは止めていくということである。

今号では主として徳山ダム建設がいかに公共性を喪失しているかについて、次号では一つの村を潰した「水源開発」とは何だったのか、そしてなぜ止められないのかについて考えるところを述べてみたい。

(2) 水は余っている

徳山ダムは長良川河口堰と同じ「木曾川水系水資源開発基本計画」（フルプラン）に位置づけられた公団事業である。愛知県尾張地方に水道水4トン/秒、名古屋市に工業用水2トン/秒、水道水1トン/秒、岐阜県大垣地域に工業用水3.5トン/秒、水道水1.5トン/秒を供給する計画である。

グラフでも明らかなように、1960年代は確かに都市用水の需要が急速に伸びたが、73年のオイルショック以降は横這いとなる。85年のフルプラン改定時には、すでに需要実績と計画には明らかに大きな乖離があり、そのために改定は実に8年間も遅れた。しかし結局は長良川河口堰も徳山ダムも全てを以前の計画通りに建設するとしてしまった。

95年運用開始の長良川河口堰の水は完全に余っている。工業用水は買い手企業がなく、三重県・愛知県は一般会計からの補填を余儀なくされてる。

水道水については、名古屋市は2010年段階で全く使うあてがないことを明らかにした。三重県の市・町では互いに要らない水を押しつけ合い、「仕方なく買って水道料金に転嫁するけれども使わない」（浄水施設等の追加投資だけでも節約する）とするところもある。愛知県は知多半島5市5町の水道水源転換を強行した。元の水源は工業用水として確保した比較的良質な木曾川の水であった。「河口堰が完成した以上は工業用水は飲んではいけない」。極端に水源水質が悪化して、水のまずさと臭気に驚いた住民は「どうせ使われない工業用水。水源を元に戻せ」という運動が始めたところである。今後も使われるあてもないまま税金を吸い込みながら流れ下っていく水を横目に、住民は値上がりした水道料金を払って臭い水を飲む。フルプランの矛盾がはっきりと露呈した場面である。

岐阜県大垣地域は、おいしくて豊富な地下水で有名な地域である。水道水・工業用水ともに地下水でまかなわれている。「これ以上地下水は汲み上げられない。水需要増加分にはダムからの供給が必要だ」と計画はいう。しかし工業用水の汲み上げは年々減り続けている。大垣市は164億円をかけて、水道管の補修などによって現状の汲み上げ量のままで1割以上も給水人口を増やせる「第4次変更計画」を実施中である。新たな水源が必要だという声はどこからも聞こえてこない。

「増加分」が生じそうもないので、岐阜県は「地下水を規制して水源転換を行う必要がある」と言い出している。それでなくても工場撤退の相次ぐ大垣地域である。現在タダ同然の水を使っている工場に高い料金の工業用水道使用を強制できるだろうか？結局は水道使用を拒否できない住民にだけ押しつけるということになるのだろう。

94年の大洪水のときも大垣地域の水道は何の問題もなかった。そして大垣市内の自噴井は涸れなかったが揖斐川の表流水は涸れた。仮に徳山ダムが存在して正しく運用していたとしてもやはり揖斐川の水は涸れたというシミュレーションがある。もし徳山ダムに頼っていたとしたら、市民生活は大打撃を受けていたところだった。

建設省・公団は「水資源開発は超長期の事業。将来必要になってから開発するのでは遅い」「木曾川水系は洪水に弱いから、ダムの水を確保する」と言い続ける。その論の破綻は7月号の嶋津稿の通りである。すでに有り余る水源を抱えた地域に新たな水源を作る正当な理由などあるはずがない。

（3）ダムで災害は防げない

揖斐川の中・下流部は輪中地帯である。歴史的に洪水と闘ってきた揖斐川流域では「治水」と言われると反対できない雰囲気強い。ここ数年、建設省・公団と県や地元自治体は「徳山ダムは洪水調節のためのダムである」かのように宣伝する。しかし前述のように徳山ダムは、フルプランの下、水公団を事業者とす水資源ダムである。建設省の示す数字でも、洪水調節の建設費に占める割合は24%、貯水量に占める割合は15%にすぎない。

「大洪水のためのダム建設」の虚構は7月号の嶋津稿に詳しいが、徳山ダムを中心とした揖斐川治水計画はその典型である。まず計画の前提となるデータに大きな疑義がある（水位流量曲線の異常な変化の問題）。仮にダムの洪水調節機能を認めたとしても、集水域が基準点までの流域面積の五分の一にすぎない最上流部のダムの洪水調節機能に大きく依存する計画は危険である。戦後、揖斐川流域での実際の水害は、堤防からの溢水ではなく、内水氾濫か破堤で起こっている。ダムによる水位低減にすべてを頼るような洪水対策では中・下流域

の安全は得られない。

建設省・公団は、1976年に大垣市中心部が浸水した水害の写真を掲示して「洪水調節のための徳山ダム」を宣伝する。しかしこの時には徳山ダム予定地の下流に位置する横山ダムでは洪水調節は行っていない。揖斐川上流部の降雨は少なく、洪水調節に入る水量はなかったからだ。この洪水は典型的な中流部の長雨による内水氾濫であった。「76年の浸水は徳山ダムがあつたら防げたのか」と問うと建設省は答えることができない。

さらに、徳山ダムは、活断層「揖斐川断層」の上に大量の水を溜める。ダム貯水が地震を誘発することは知られている。84年の長野県西部地震は牧尾ダムが引き起こしたという説も根強い。建設省も「海外で20億トン規模のダムでは地震誘発の例はある」と認めている（96年2月参議院建設委員会・大淵絹子議員の質問への回答）。日本において、6億6千万トンのダムが「地震を誘発しない」と言い切れる根拠はない。

（4）イヌワシ・クマタカの聖地

イヌワシは、国の天然記念物でもあり、「第二のトキ」となる寸前といわれている。クマタカも、近年急速に繁殖率が低下し、絶滅が危惧されている。

徳山ダム集水域は、イヌワシ5番（つがい）、クマタカ15番が確認されている。北方系のイヌワシと南方系のクマタカが共存する日本有数の大型猛禽類の生息地である。ダムによってイヌワシ1番とクマタカ8番は影響を受けると公団も認めている。しかし2億4千万円かけたと公団が自慢する調査の解析を委嘱された日本自然保護協会は「今回の徳山ダムにおける猛禽類調査は、地域の生息状況を把握したいいわゆる『スクリーニング調査』ができた段階であるのが現状と考えられ、解析に必要な十分な調査がなされたとはいえない状況にある。一度全ての計画及びそのスケジュールを見直し、自然保護と開発活動に関わる自然環境調査のあり方を論議すると共に、猛禽類の地域個体群としての環境保全に必要な措置とその根拠とは何かを再検討すべきといえる。」（公開資料添付文書）と述べている。現状ではダム建設によって猛禽類が被るダメージの予測すらできない。ダム建設の可否や保護対策を検討する以前である。しかもこの地域でのクマタカの繁殖数は、1996年が3、97年が1、98年と99年は0であり、この繁殖成功率の急激な悪化には、ダム関連工事の影響である可能性は否定できない。しかし公団は「2007年完成は必須。工事を止めることはできない」として、何の保護策も立てないまま工事を強行し続けている。

大型猛禽類に限らない。徳山ダム事業は、古い計画ゆえに環境アセスの対象外とされ、まともな環境影響調査は行われていない。このままでは、貴重な生態系が何の対策もないままに破壊されていく。環境庁は「アセスの対象外であり、環境庁が法的に口を出す場面がない」として沈黙している。日本の環境行政の貧困が見える。

（5）2つの徳山ダム裁判と強制収用

昨年3月、当会は2つの訴訟を起こした。一つは、岐阜県知事を被告に、徳山ダムの工業用水負担分（建設中の先払い）の一般会計からの支出は違法性を問う住民訴訟である（原告43名）。岐阜県では、1977年運用開始の岩屋ダムの工業用水にも未だ需要が発生せず、

正式の工業用水道会計が作れない。このため岩屋ダムの償還分も徳山ダムの先払い分も直接一般会計から公団に支払っている。

もう一つは、強制収用の前提としての「事業認定処分」（徳山ダム事業を公共事業と認める建設大臣の処分）の取消を求める訴訟である（原告57名）。一昨年6月、公団が「事業認定申請」によって強制収用への意志を表明した直後に、私たちは旧徳山村民の方から土地の権利の一部を譲って頂くことができた。私たちはここに共有トラストを設定し、地権者となることで「原告不適合」という門前払いを喰わされることなく「徳山ダム事業には公共性はない」と訴えている。訴状では徳山ダムに関するすべての問題を展開しているが、実際の審理では主要な論議を「水公団を事業者とする以上、水資源開発に合理性がなければ公共性は認められない」と利水問題に絞っている。被告・建設大臣の裁判引き延ばしを阻止すると同時に、所期の目的を喪失した徳山ダムの本質を明らかにするためでもある。

一方、事業者側は、事業認定を前提として強制収用手続きを進めている。私たちのトラスト地の収用を審理する岐阜県収用委員会は、2月28日から開かれている。収用委員長は徳山ダム裁判・住民訴訟において被告代理人を務める弁護士である。住民訴訟の原告であり同時に地権者でもある私たちとしては、裁判の相手方が審理・裁決をする収用委の「中立性」は認めがたい。会長辞任を求める私たちに対して、5月初旬、収用委から居直りの文書が届いた。それには「収用委員会の中立性は（中略）補償金額の決定に当たっての中立性として要請されているものにすぎない」とある。これは間違っていない。土地収用法は「ダム・道路・港湾施設等の建設は、国や地域の発展に寄与する」ということに寸分の異論もないことを前提にしている。土地収用法のどこにも事業内容の公共性・合理性を審査する場面はなく、収用委とは強制収用を前提に補償額を決定する機関にすぎないのだ。

強制収用の場面のみならず、いったん公共事業計画が閣議決定されてしまうと、その公共性を検証する機関も機会も存在しない。「公共事業は決めたらやるしかない」システムが確立してしまっているのだ。

そのシステムを何十年も支えきてしまったのは何か、なぜ変わらないのか。次回はそれを考えてみたい。

（続く）

（2000年6月末）